

静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、産業構造の変革、経済環境の変化等による、県内中小企業者等への影響に対応するため、経営の安定に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(3) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(4) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなったときは、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、経営安定資金、中小企業災害対策資金及び経営力強化資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を協会に送付するものとする。

第6 保証の承諾、融資のあっせん

協会は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第7 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6により保証の承諾又は融資のあっせんがあった場合は、速やかに審査を行い、

適当と認めるときには融資を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第6により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

第10 報告

協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第11 期中管理

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、または危機関連保証を利用し、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、危機関連保証を利用する場合、報告期間が信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12 利子補給金の額

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中、各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

第13 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第22号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第14 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第15 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第23号)
 - イ 所要額計算書(様式第24号)

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第16 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書(様式第27号)

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第17 利子補給金交付手続

第12 利子補給金の申請から第15 請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県特別政策資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第18 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

- (2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (3) 取扱金融機関は、(1)(2)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。
なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。
- 3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} = \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成15年2月24日から施行する。ただし、第2(3)及び別表中、破綻金融機関等対応特別枠の融資対象者に係る改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成20年1月17日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年10月20日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月22日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年8月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月22日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年9月20日から施行する。ただし、様式第22号から第26号の改正規定は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年6月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和3年1月25日から施行し、令和3年1月25日保証承諾分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、令和2年度「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」については、令和3年3月31日までに協会に申込み、かつ、同年5月31日までに融資の実行がされたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、第11 期中管理の改正については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経済変動対策貸付</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営安定資金</p>	<p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1、2、3又は4のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 次のアからウのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 最近の経済的環境の変化により、県内の経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次のいずれかの要件に該当すること。〔静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照〕</p> <p>(ア) 最近3か月間の売上高が前年の同期比10パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比15パーセント以上減少していること。</p> <p>(イ) 最近6か月間の売上高が前年の同期比5パーセント以上又は2年若しくは3年前の同期比10パーセント以上減少していること。</p> <p>(ウ) 原油・原材料（以下「原材料等」という。）の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近3か月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3か月間の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で5パーセント以上減少していること。</p> <p>(エ) 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年の同期比20パーセント以上減少していること。</p> <p>イ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>ウ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p> <p>2 金融機関の経営合理化に伴い借入金残高が減少したことにより、信用保険法第2条第5項第7号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>3 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>4 次のアからエのすべての要件に該当するもの。</p> <p>ア 知事が定める特定要因により経営の安定に支障を生じていること。</p> <p>イ 当該特定要因の内容等を考慮して別に定める要件。</p> <p>ウ 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。</p> <p>エ 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。</p>	<p>経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金、運転資金及び経済変動対策貸付の既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）</p>
	<p>1 県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のア又はイにより指定された再生手続開始申立等企業（以下「指定企業」という。）に対して25万円以上の売掛金債権（役務の提供による営業収益で未収のものに係る債権を含む。以下同じ。）若しくは前渡金返還請求権を有しているもの又は指定企業との取引額（原則として最近6月間の売上高（役務による営業収益を含む。）及び商品仕入高をいう。）が総取引額の20パーセント以上あるもので、売掛金債権若しくは前渡金返還請求権を有しているもの。</p> <p>ア 信用保険法第2条第5項第1号の規定により、経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等企業</p> <p>イ 負債金額（金融機関からの借入金額等を除く。）が原則として3,000万円以上の再生手続開始申立等企業で、その再生手続開始申立等（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は金融機関からの取引停止処分等をいう。）により、県内の中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと知事が認めて指定したもの。</p> <p>2 1のイに定める再生手続開始申立等企業の知事指定については、当該再生手続開始申立等企業の代表者又は債権者の代表者等が、様式第6号による再生手続開始申立等企業指定申請書を知事に提出して申請を行うものとする。</p>	<p>指定企業の再生手続開始申立等による連鎖倒産を防止するために必要な運転資金</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再生企業支援貸付</p>	<p>（通常枠）</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1又は2のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>1 貸付債権が金融機関から株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことにより、信用保険法第2条第5項第8号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。</p> <p>2 認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条の認定支援機関をいう。）の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を付するものに限る。）</p>	<p>1 融資対象者1の事業の再生に必要な運転資金</p> <p>2 融資対象者2の事業再生の計画等の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む）</p>
	<p>（経営改善・再生支援強化枠）</p> <p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条の認定支援機関をいう。）の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うもの。（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付するものに限る。）</p> <p>ただし、令和8年3月31日までの協会受付分について適用する。</p>	<p>事業再生の計画等の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中小企業災害対策資金</p>	<p>県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次の1及び2のいずれにも該当するもの。</p> <p>1 次のいずれかの災害で直接被害又は間接被害を受けた中小企業者、組合</p> <p>ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害</p> <p>イ 災害救助法の適用を受けた災害</p> <p>ウ その他知事が資金の貸付を必要と認めた災害（災害により事業活動に影響を受けた場合も含む。）</p> <p>2 その他災害の規模等を考慮して別に定める要件</p>	<p>災害復興に必要な設備資金、運転資金（知事が認める場合のみ、借換えを認める。〔静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領 参照〕）</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
経済変動対策貸 付全体で 1企業・1組合 5,000万円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦償 還 ただし、設備資金3 年以内、運転資金2 年以内の据置期間を 認める。	協会の保証付 きとし、保証 料率は別に定 めるところに よる。	協会の定めると ころによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・売上減少状況等報告書(様式第3号)(融資対象者1ア(ア)(イ)の場合) ・原油・原材料高騰の影響状況等報告書(様式第4号)(融資対象者1ア(ウ)の場合) ・売上高営業利益率減少状況等報告書(様式第3号-2)(融資対象者1ア(エ)の場合) ・信用保険法第2条第5項第7号による認定書(融資対象者2の場合) ・信用保険法第2条第6項による認定書(融資対象者3の場合) ・資金使途明細表(様式第5号) ・協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本化する場合) 上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・借換計画書(様式第1号別紙2) 	商工会議所 商工会 静岡県中小企業 団体中央会(以下「中央会」という。) 公益財団法人静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という。) 県商工金融課 取扱金融機関
1企業 3,000万円 1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・融資対象者を証する書類 [静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領参照] ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、融資対象者1の場合は2年以内、融資対象者2の場合は1年以内の据置期間を認める。 経営改善・再生支援強化枠の場合は、3年以内の据置期間を認め、融資期間が1年以内の場合は一括償還を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・信用保険法第2条第5項第8号による認定書及び認定申請書に添付した事業計画書(融資対象者1の場合) ・信用保証書等貸付利率等を証する書類(融資対象者1の場合であって、返済資金の場合) ・協会が定める書類 	
1企業・1組合 (通常枠)とあ わせて 8,000万円		15年以内					
1企業・1組合 5,000万円		10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・知事が定める書類 ・協会が定める書類 	

資金名	融資対象者	資金使途
経営 安定 資金 経営 力 強 化 資 金	金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者、組合（国の全国統一制度である経営力強化保証を付するものを含む）	事業計画の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む）

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 8,000万円	別に定めるところによる。	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、借 換えを含む 場合は10年 以内	元金均等月賦償還又 は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の 据置期間を認める。	協会の保証付 きとし、保証 料率は別に定 めるところに よる。	協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・協会が定める書類 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関